

D 4 - 4 5

5 年 保 存 (常)
令和12年12月31日まで

F N . D 4 - 4 - 0

鹿 免 管 第 4 6 7 号

鹿 情 第 3 4 号

令 和 7 年 5 月 2 7 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長

担当	講習指導係	Tel	
----	-------	-----	--

オンライン講習システム運用要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第335号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第97号）及び道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和6年国家公安委員会規則第16号）の施行により、オンラインによる更新時講習（以下「オンライン講習」という。）を実施することとなった。

そこで、警察共通基盤システムによる運転者管理業務及びガバメントクラウドの警察情報システムを用いてオンライン講習を行うに当たり、別添のとおり「オンライン講習システム運用要領」を定め、令和7年5月27日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

オンライン講習システム運用要領

第1 趣旨

この要領は、警察共通基盤システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理業務」という。）におけるオンライン講習の受講管理機能の運用及びガバメントクラウド上の警察情報システム（以下「管理システム」という。）において行う講習動画、確認テスト等の管理に関し、必要な事項を定め、オンライン講習システムの効果的かつ適正な運用を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるもののほか、「警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和6年11月29日付け鹿免管第1274号ほか。以下「実施要領」という。）、「警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の制定について（通達）」（令和6年11月29日付け鹿免管第1275号ほか。以下「実施細則」という。）、「運転免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の実施要綱の制定について（通達）」（令和7年3月19日付け鹿免管第237号。以下「運用通達」という。）及び「運転免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習等の運用に関する細目について（通達）」（令和7年3月19日付け鹿免管第238号。以下「細目通達」という。）に定めるところによる。

1 オンライン講習

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表のオンライン講習をいう。

オンライン講習は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第11項第3号に規定する受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の国家公安委員会規則で定める基準に従って行うこととなる。

2 オンライン講習システム

運用通達第3の1における警察庁が整備するオンライン講習を実施するためのシステムをいう。

なお、オンライン講習システムは、運転者管理業務におけるオンライン講習の受講管理機能及び管理システムとする。

3 受講者

オンライン講習を受講した者をいう。

4 講習動画

運用通達第3の4における講習動画をいう。

5 確認テスト

運用通達第3の1(3)における受講中に実施される講習内容に関する確認テストをいう。

6 顔照合

運用通達第3の1(1)における顔照合機能による照合をいう。

都道府県警察が保有する運転者管理ファイルに登録されている顔写真と受講者の顔画像の特徴点を照合し、合致する場合には「正常」とし、「正常」以外の場合には、「異常」とするものである。

7 生体判定

運用通達第3の1(2)における生体判定機能による判定をいう。

オンライン更新時講習の受講（以下「講習受講」という。）中に撮影された受講者の顔画像が生体であるか判定（講習受講中に撮影された2枚の顔画像を比較し、動きが少ない場合に生体ではないと判定）し、生体である場合には「正常」とし、「正常」以外の場合には、「異常」とするものである。

8 受講管理機能

運転者管理業務に設けられた受講者の情報を管理する機能（以下「本機能」という。）をいう。

なお、本機能は、免許管理課（以下「当課」という。）が実施要領における端末装置を用いて、免許更新登録の適正な実施及び免許事務の効率化を図ることを目的に運用するものである。

9 基本情報

運転者管理ファイルから自動引用される実施細則第3の2(2)の基本データをいう。

10 受講情報

講習受講に関する情報（受講結果及び顔照合結果）をいう。

11 オンライン講習受講事実照会

運用通達第3の6の受講者の確認等を行うために受講管理機能を用いて、基本情報及び受講情報に対して行う照会をいう。

12 自動受付機

免許証等の更新の申請や個人番号カードへの特定免許情報の記録の申請等の各種申請を行うに当たり、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを読み取らせることによって、申請に必要な情報を運転者管理ファイルから自動で引用し、申請書に反映させて印字する受付機をいう。

13 講習動画、確認テスト等の管理

インターネット端末を用いて、管理システムにおいて行う講習動画、確認テスト等の管理（以下「講習動画等の管理」という。）をいう。

なお、講習動画等の管理は、オンライン講習の効果的かつ適正な運用を目的に行うものである。

第3 運転者管理業務における受講管理機能

1 基本情報及び受講情報の内容

(1) 基本情報

基本情報の項目及び内容は次のとおりとする。

項目	
1 氏名(カナ)	各項目の内容は実施細則第3の2(2)に基づく。
2 生年月日	
3 住所	
4 免許証番号	
5 性別	
6 漢字氏名	
7 統一氏名	
8 免許情報記録番号	

(2) 受講情報

受講情報の項目及び内容は次のとおりとする。

ア 受講結果

項目	内 容	受講情報への登録時期
1 オンライン講習区分	講習受講した講習区分（「01優良」又は「02 一般」）をいう。	講習受講の開始時
2 来場登録日	受講者が免許証等の更新のために自動受付機を使用し、更新申請書を印字した年月日をいう。	更新申請書の印字時
3 更新完了日	実施細則第4の1(1)の表の免許更新登録が行われた年月日をいう。	免許更新登録時
4 受講完了区分	講習受講の完了等の有無（「0：受講未了」、「1：受講完了」又は「2：受講無効」）をいう。	「受講未了」 講習受講の開始時 「受講完了」 講習受講の完了時 「受講無効」 修正（免許）登録時
5 動画視聴公安委員会	運用通達第3の5の受講者が視聴した講習動画を整備した都道府県公安委員会（都道府県コード、都道府県公安委員会名）をいう。	講習動画の視聴開始時
6 受講完了日時	講習受講を完了した日時をいう。	講習受講の完了時

イ 顔照合結果

項 目	内 容
1 顔画像	運用通達第3の1の実施上の基準のために撮影された受講者の顔貌であって、顔照合や生体判定に用いた顔画像をいう。
2 撮影時点	1の顔画像の撮影時点におけるチャプターの種類、運転適性診断設問回答、運転適性診断解説動画の別をいう。
3 撮影日時	1の顔画像を撮影した日時をいう。
4 顔照合結果	顔照合又は生体判定の結果（「0：正常」、「1：異常（顔照合）」、「2：異常（生体判定）」の別）をいう。

2 登録

基本情報及び受講情報に自動登録される時期は次のとおりとする。

(1) 基本情報

基本情報は、講習受講の開始後に運転者管理ファイルを引用し、自動登録されるものとする。

(2) 受講情報

ア 受講結果

1 (2) アの表の受講情報への登録時期のとおり、講習受講の状況等に応じて、自動登録されるものとする。ただし、同表の「4 受講完了区分」の「受講無効」の登録は、運転免許管理の「修正（免許）登録」により職員が行うものとする。

イ 顔照合結果

顔照合結果が異常とされた時に、1 (2) イの表の全ての項目が自動登録されるものとする。

なお、顔照合結果が正常とされた時には、1 (2) イの表の全ての項目が登録されないものとする。

3 抹消

基本情報については、受講結果の自動抹消時に、運転者管理ファイルからの引用を自動で停止するものとする。

なお、受講結果及び顔照合結果については、全ての項目が同時期に自動抹消されるものとするが、その時期は次のとおりとする。

(1) 実施細則第4の1(1)の表の免許更新登録が行われた場合

ア 受講結果

更新完了日から起算して1年を経過する日

イ 顔照合結果

更新完了日の翌日

(2) 実施細則第4の1(1)の表の免許更新登録が行われない場合

ア 受講結果

受講完了日から起算して1年を経過する日

イ 顔照合結果

受講完了日から起算して1年を経過する日

4 オンライン講習受講事実照会

(1) オンライン講習受講事実照会（以下「照会」という。）は、本県運用責任者から端末操作担当者として指定された者が、別に定める細目通達の留意事項に従い照会を行うこと。

なお、照会については、次の場合に行うものとする。

ア 顔照合結果が「異常」と示されている更新申請書が提出された場合

イ 自動受付機で印字されていない更新申請書が提出された場合

(2) 照会に関する記録の確認については、実施細則第8のとおりとする。

5 運用時間

本機能の運用時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を含み24時間運用とする。

6 アクセス範囲に関する事項

本機能を運用するに当たってのアクセス範囲については、「警察共通基盤システムによる運転者管理業務のアクセス範囲について（通達）」（令和6年11月29日付け鹿免管第1276号）に定めるところによる。

第4 管理システム

1 管理システムの機能

管理システムの機能は次のとおりとする。

項 目	内 容
コンテンツ管理	講習動画、確認テスト等のコンテンツの登録、削除等を行う機能
ユーザー管理	操作者のパスワードの変更等を行う機能
運用保守	受講者数等の統計情報の出力等を行う機能
システム管理	講習動画等の言語の選択等を行う機能

2 管理システムの操作

- (1) 管理システムの操作は、本県警察の情報セキュリティポリシーの定めるところにより、適正に行うこと。

なお、コンテンツ管理機能を使用する際には、事前に警察庁運転免許課に連絡を行うこと。

- (2) 管理システムの運用要領については、別途連絡する。

3 運用時間

管理システムの運用時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を含み24時間運用とする。

第5 安全の確保

1 情報セキュリティ

本業務のセキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の事項については、鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年鹿児島県警察本部訓令第6号）等、警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2 管理対象情報の分類

本業務に係る「鹿児島県警察における情報セキュリティに関する対策基準の細目」令和6年5月1日付け鹿情第3006号ほか別添。以下「対策基準細目」という。）第4の1(2)ア(ア)に規定する管理対象情報の分類の範囲については、次のとおりとする。

ア 受講管理機能

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
受講管理機能	2（中）	2（高）	2（高）

イ 講習動画等

管理対象情報の分類	機密性	完全性	可用性
講習動画等	1（低）	2（高）	2（高）

3 情報の取扱い及び作成ファイルの取扱い

2の情報は、受講者の住所地を管轄する都道府県警察の保有情報とし、目的の範囲内において各都道府県警察で利用するものとする。

また、情報の取扱いに関しては、ファイルの保有目的以外で利用する等の不正使用がないように、適正に管理すること。

- 4 個人情報入力資料及び個人情報出力資料並びに個人情報照会に関する記録の取扱い
個人情報入力資料及び個人情報出力資料並びに個人情報照会に関する記録の適正な取扱いについては、「鹿児島県警察情報管理システム運用管理要領について（通達）」（令和5年3月8日付け鹿情第9号ほか。以下「運用管理要領」という。）に定めるところによる。

(1) 個人情報出力資料の作成等に関する記録

本業務に係る個人情報出力資料の作成等に関する記録については、警察庁より特例措置の確認を受けていることからこれを不要とする。

ア 特例措置適用における遵守事項

特例措置適用においては、次の事項を遵守すること。

(ア) 個人情報出力資料を交付する場合は、自所属の運用管理補助者に報告の上、確認を受けること。

(イ) 個人情報出力資料を交付する場合は、操作担当者は個人情報出力資料の出力時にその交付先の所属を入力すること。

(2) 個人情報照会に関する記録の確認方法

ア 本業務に関する情報の流出、不適切な目的外使用等の絶無のため、照会記録について、警察本部及び警察署の運用管理者等は、照会が適正に行われたか否かを確認しなければならない。この場合においては、必要に応じ照会者から照会の事実の有無・内容や目的を聴取し、照会の状況について調査点検を行うこと。

イ 本業務における照会記録等の確認は、「鹿児島県情報管理システムによる照会記録確認管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和7年3月3日付け鹿情第3010号）により行うものとする。

5 保守及び事故発生時の措置

(1) 保守

本業務における保守は、「警察共通基盤システム等運営要領の制定について（通達）」（令和4年12月1日付け警察庁丙技企発第22号ほか。以下「本庁運営要領」という。）に定めるところによる。

(2) 事故発生時の措置

ア 職員は、本業務において事故を認知した場合は、自所属の長を通じて、免許管理課長に報告すること。

イ 免許管理課長の措置は、本庁運営要領の定めるところによる。

第6 警察部外への委託

1 警察部外へ委託する場合には、情報セキュリティに関する対策について、実施細則第9及び細目通達第3の3(1)のほか、「鹿児島県警察における情報セキュリティ対策基準」（令和6年5月1日付け鹿情第3005号ほか別添）第4の1及び対策基準細目第3の1の業務委託に係る「運用規定」、「業務委託の各段階における対策」、「警察情報システムに関する業務委託」を確実に行うこと。

2 講習動画等の管理の部外への委託については、「IT調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申し合せ」に係る措置について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丁技企発第278号ほか）における役務の調達に該当することから、誤りのないようにすること。

第7 自宅型テレワーク

本機能の運用及び講習動画等の管理については、自宅型テレワークの実施を認めない。

第8 その他

本通達に規定のない事項については、実施要領及び実施細則の定めるところによるものとする。